

## 第4章 計画の推進体制と協働

- 1 さまざまな主体の連携（ネットワーク）
- 2 市民一人ひとりが取り組むこと
- 3 市民団体が取り組むこと
- 4 社会福祉事業者・関係団体が進めること
- 5 行政など専門機関が進めること



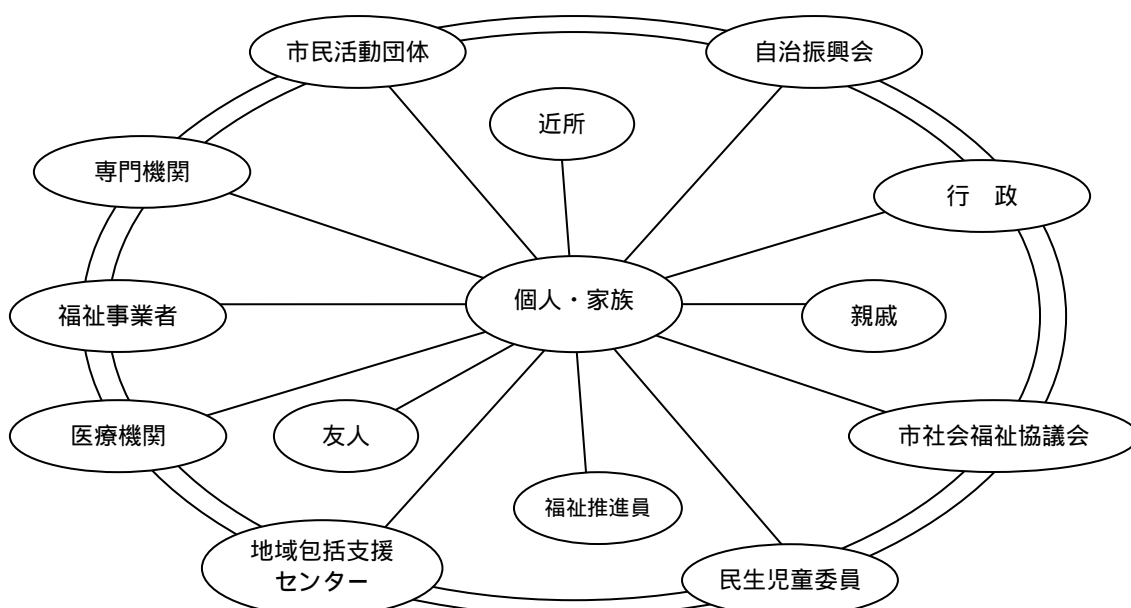
## 第4章 計画の推進体制と協働

### 1 さまざまな主体の連携（ネットワーク）

地域福祉計画は、その特徴として従来の行政計画とは異なり、市民が主体となって進める内容を中心に展開する計画です。本計画に位置づけられた「助け合い支え合えるまち」「お互いの立場を認め合うまち」「支え合いのネットワークがあるまち」「安心して安全快適に暮らせるまち」を展開するために、具体的には市民が進めるもの（一人ひとりが進めるもの、自治振興会や町内会などが中心となって進めるもの）、行政や医療機関を含む専門機関などが進めるもの、社会福祉事業者などが進めるもの、これらのさまざまな主体が連携（ネットワーク）を組み合わせながら協働して進めるものなどに分けられます。

行政は従来の福祉サービスを充実させ、また見直しを行うのはもちろんですが、目的を達成させるためには、それぞれの団体・個人と行政が、「越前市自治基本条例」に基づき、協働の精神で連携しなければ達成できるものではありません。そのため行政は、本計画の推進にあたって市民の活動を積極的に支援していかなければなりません。特に地域での行事や活動については、自治振興会との協働が必要です。また、社会福祉事業者や企業などのノウハウなども活用しながら、総合的に進めることが求められます。

#### ネットワークのイメージ



## 2 市民一人ひとりが取り組むこと

地域福祉の課題は、地域における人々の「つながり」が弱くなり、ともに支え合う機能が弱くなってきたことが背景にあり、一朝一夕には解決が難しく、人間関係の基本にかかわる課題が多く想定されます。

従って安易に結果や効果を計るのではなく、粘り強く取り組むべき課題だと認識する必要があります。まずは、ご近所の人とかかわりあいを持つことが必要です。

市民一人ひとりの活動を大きな活動にしていくために、次の活動を提起します。

はじめの一步を踏み出しましょう

地域などで、自分から「おはようございます」「こんにちは」とあいさつや一声をかけてみましょう。あいさつができるようになったら、ちょっとしたおしゃべりを楽しんでみましょう。

交流しましょう

公園や町内集会所、地区公民館、学校、お店、にぎわいのある場所など、身近な場所で誰かに会って、楽しくお茶を飲んだり、会食したり、交流しましょう。

調べてみましょう

自分の住む町内、自治振興会、公民館でどんな活動がされているか調べてみましょう。いざというときに備えて、どんな福祉サービスがあるのか普段からいろいろと調べ情報を得るようにしましょう。

参加してみましょう

町内会、自治振興会、公民館、社会福祉協議会、体育協会、自警消防隊などの地域活動に参加してみましょう。

ボランティア団体や市民活動団体が実施しているイベントに参加したり、生涯学習講座やスポーツ教室などに参加し、仲間づくりを考えてみましょう。

困ったときはお互いさま、周りを見渡してみましょう

一人暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭など、近所で助けが必要な人がいないか、周りを見渡してみましょう。

自分ができる第一歩を大切にしましょう

「自分でもできること」があると思います。支え合いのための第一歩を大切にしていきましょう。

市民の活動の連携（ネットワーク）に向けて動き出しましょう

以上の取り組みを参考に、自分の住む地域で何ができるのか、既に行っている活動があればどうすればより効果的に進められるのか、話し合ったり、学習会を企画したり継続的な活動の「場」をつくっていきましょう。

### 3 市民団体が取り組むこと

#### (1) 自治振興会

自治振興会の役割は、「地域自治の振興について、地区の市民等の意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成及び資源の有効活用に積極的に努める」こと、また、「全市的な視点に立って、他の団体と相互に努めて協力する」ことと、「越前市地域自治振興条例」に明文化されています。したがって、自治振興会は、地域住民が助け合い支え合い、市や他の団体との協働を進めながら、地域福祉の課題に取り組み、人材発掘や育成の担い手となる役割をもっています。

自治振興会の事業決定までのプロセスと地域の人材を活用することで、それぞれの地区で実効性のある事業が展開されることが期待できます。また、地域の民生委員・児童委員、福祉推進員などの福祉推進活動を補強する力をもっています。各自治振興会は、地域住民の意向を事業に的確に反映させていく姿勢がますます重要になってきます。

#### (2) 市民活動団体

同じ目的や役割をもった市民が集まって、それぞれの目的をもつ市民活動団体をつくり、福祉、健康、高齢者や障がいのある人や子育て家庭への支援、防災、消防、子どもの健全育成、まちづくりなどのさまざまな分野で主体的に活動しています。

地域福祉についても、それぞれの団体の特色を生かし、自治振興会とは別の視点から、市民一人ひとりが取り組むべきことを推進し、他の団体、自治振興会や市などと連携・協働することが期待されます。

## 4 社会福祉事業者・関係団体が進めること

### (1) 社会福祉事業者

福祉サービスを提供している社会福祉事業者は、利用者の立場に立った適切なサービス提供を行い、また地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや課題への参画に努めることが求められています。さらに広く、地域企業、電力会社、ガス会社、商店街、生協、農協、郵便局などの地域資源と連携した新しいサービスの提供なども検討する必要があります。

特に社会福祉事業者は、地域の住民からの相談に対し専門的な立場からの相談窓口になり、情報の提供を積極的に行う必要があります。

### (2) 市社会福祉協議会

地域福祉課題に対して、組織的に活動を展開している市社会福祉協議会は、計画の推進にあたり特に重要な役割を担っています。

市社会福祉協議会は、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。また、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざしています。主な事業として、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、ボランティア活動など社福祉に関する活動への援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整、及び助成を実施しています。

さらに、本計画を踏まえ、市社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」を策定します。地域の特性に合わせて計画内容を進めるため、計画の整合性を図ります。

### (3) 民生委員・児童委員協議会

民生委員は、民生委員法により市民の中から選ばれ、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱を行います。任期は3年であり、児童福祉法の規定により児童委員を兼務します。

越前市の民生委員・児童委員は160名おり、一人あたり約170世帯を担当区域として配置されています。また全市を8地区に分けそれぞれ地区民生委員・児童委員協議会が組織されています。更に各地区に児童問題のみを担当する主任児童委員が2名配置されています。

民生委員・児童委員に対しては、社会福祉法で「地域福祉の推進」が明文化され、その推

進役を務めることが期待されています。とくに、高齢者・児童虐待、いじめ、引きこもり、孤独死、心身の障害・不安、社会的排除や摩擦、社会的孤立や孤独、といった新たな福祉問題への対応にも期待が寄せられています。

新たな福祉問題は、都市化の進行、核家族化などによる地域社会の連帯感の希薄化によって複合的に絡み合っていますが、地域住民の生活状態を必要に応じて適切に把握することに努め、生活困窮者・児童・高齢者など援助を必要とする者の相談相手として、助言や情報提供などの支援を行っています。

今後も、社会福祉事業者や社会福祉活動団体との連携や、行政に対する協力などを通じて、地域で支援を必要とする人の見守りなどの福祉活動や地域福祉推進の担い手としての重要な役割が期待されます。

#### (4) 福祉推進員

近隣住民の助け合い活動を推進し、すべての人が安全で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指すために、小地域で福祉推進員を設置しています。

福祉問題を抱え、助けを求めている高齢者や障がいのある人、その他の要援護者及びその家族に対し、近隣住民の理解と協力を求め、地域ぐるみで問題を解決する活動を行っています。

福祉推進員の任期は3年であり、現在459名が各町内会で推薦を受け配置されています(1人あたり概ね50世帯)。民生委員・児童委員と連携・相互補完しながら、孤独になりがちな高齢者や障がいのある人、寝たきりや認知症高齢者の介護に疲れきった家庭、子育て中の親などが住み慣れた地域で暮らしていけるように、声かけ訪問や見守り、安否確認、ふれあい交流事業などの福祉活動を行い、お互いに助け合う地域をつくる役割を自治振興会の組織と連携して担っています。

しかし、地域によって活動内容に違いが出ているのも現状です。今後は、積極的に定期的研修を実施し、地域福祉の実践者として更に活発に活躍するよう期待されます。

## 5 行政など専門機関が進めること

### (1) 行政

行政は、さまざまな主体がネットワークを組み合わせながら総合的に推進できるよう、組織の設置や市民団体などの育成に努めます。また第3章で示された施策体系に基づき福祉制度の充実、活動拠点の整備、福祉サービスの情報提供や相談窓口の充実と連携、人材の育成などを進めます。

公共施設のユニバーサルデザイン化を推進すると共に、情報やこころのバリアフリーを図られるように努めます。

#### 市社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携、支援

市社会福祉協議会がこれまで培ってきた福祉活動の経験や実績を基盤に、地域福祉の要として幅広い活動を進められるよう、市社会福祉協議会の育成を支援します。また、今後策定が予定されている「地域福祉活動計画」と本計画は、地域福祉推進の両輪となるため、整合性を図りながら、市社会福祉協議会の年次活動を支援します。地域包括支援センターについては、地域での身近な相談窓口としての機能を支援し、情報交換などを定期的に行い連携しながら地域福祉の推進に努めます。

#### 情報の共有と個人情報の取扱い

地域における生活課題を発見し、解決につなげていくには、関係者の情報共有が重要です。専門的な対応を要する事例を公的な福祉サービスにつなぐために情報共有が必要であることはもちろんですが、災害時の対応においても、地域の要援護者情報の共有が進んでいるかどうかは大きな違いを生みます。情報共有が進んでいない場合には、災害時の安否確認や、避難支援といった災害発生時の要援護者に対する支援が迅速かつ適切に行われなかったとの指摘もあります。地域の要援護者を支えるため、隣人・友人やボランティア、民生委員・児童委員などによる情報共有が必要です。このような情報共有を行うネットワークは、地域福祉のコーディネーターによって形成が促進されることが期待されます。

一方で、平成17年4月に施行された個人情報保護法をめぐって、名簿の作成中止、関係機関に対する必要な情報提供の抑制など、「過剰反応」といわれる状況が一部にみられています。個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益の保護を目的とし

たものであり、市民本人の同意を得て個人情報を関係機関と行政機関が情報収集する場合や、個人情報保護条例において第三者提供できる場合を明確化して収集する場合については、関係機関と行政機関が個人情報を共有することに問題はありません。市は、個人情報保護法のルールに則って冷静に判断し、地域福祉の推進に必要な個人情報を、積極的に関係機関と共有する必要があります。

## (2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、在宅高齢者を中心に地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業(介護、福祉、健康、医療)などを地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されています。

越前市においては、基幹型1箇所、地域型1箇所、サブセンター4箇所、総合相談支援センターを1箇所設置しています。24時間相談業務を行うと共に、一人暮らしや、高齢者世帯を中心に、訪問による見守りや実態把握を行っています。また、地域包括支援連絡会を月1度開催し、情報の共有化を図っています。

今後はセンターが中心となって、地域での生活をサポートしていただく、キーパーソンとなる近隣の住民や民生委員・児童委員、福祉推進員との連携を深め、地域での見守りをより一層推進します。

## (3) その他専門機関

市民からの多様な生活ニーズに対応するために、越前市には障害者相談支援事業所4箇所、地域子育て支援センター3箇所、児童家庭支援センター(進修学園)、消費者センター、男女共同参画センターなど、分野ごとの専門機関が設置されています。また、県や国の機関として、丹南青少年愛護センター南越支所、丹南健康福祉センター、越前警察署、武生労働基準監督署などが設置されています。さらに、多数の医療機関が設置されています。それぞれの専門機関は、常駐する専門職員を配置し、誰もが利用しやすく相談しやすい施設をめざして、市民への情報提供や、地域や他の専門機関、行政などとの連携を図り、必要に応じて関係機関によるケア会議や連絡会議などを開催しています。今後は、更なる機能の充実を図るとともに、有効なネットワークの構築が必要です。

重層的な圏域別イメージ

